

Ⅲ 知的財産権への対応について

「知的財産権」とは、知的な創作活動によって何かを創り出した人に対して付与される、「他人に無断で利用されない」といった権利であり、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）と著作権とに大別されます。産業財産権は権利を取得するために「申請」「登録」などの手続きが必要ですが、著作権は、こうした手続きを一切必要としません。

知っておくべきこと

① 他人の著作物を利用するときは

- ・ 原則として権利者の「了解を得る」ことが必要です。「了解を得る」とは、文書・口頭にかかわらず、契約することになります。契約窓口となるべき団体（例、社団法人日本音楽著作権協会 など）が存在する場合は、そこが窓口となります。
- ・ 著作権法において一定の例外的な場合には著作物等を無断で利用できることとされており、教育の場面ではこうした例外規定の適用を多く受けています。
- ・ 大切なことは、「可能なこと」と「禁止されていること」をきちんと理解することです。

② 著作権が問題となる例

- ・ アニメキャラクターを使った児童の作品を展覧会に出品したい。
- ・ 市販の問題集から適当に問題を集めて問題集をつくり授業中に配布したい。
- ・ 学校の放送部で昼休みの放送のために、市販のCDから編集テープを作成したい。

ホームページ作成や業務委託の報告書、記録映像などの著作権は、著作した者、すなわち受託業者に帰属し、発注者である県には帰属しません。

したがって、発注者が成果品を利用する際に、権利者の許諾が必要となる場合があります。

財産権としての著作権は譲渡可能ですので、発注者が、自由に成果品を利用するためには、契約の際、著作権に関する条項を設け、著作権譲渡を受けておくなどの工夫をしましょう。

【参考】

作成にあたり、文化庁のホームページを参考にしています。著作権についての詳細は、(<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index.html>)を参照してください。

私たちに求められていること

職員一人ひとりに、著作権や特許等の知的財産権を侵害しないよう留意する責任があります。

また、県が保有する権利については、しっかりと管理し、他人による侵害を未然に防ぐことが大切です。

関係法令等

・ 知的財産基本法 ・ 特許法 ・ 実用新案法 ・ 商標法 ・ 意匠法 ・ 著作権法 等